

### 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

#### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先にも働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに。既存の取引関係や企業基準等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 現場条件・地盤情報・施工条件等の事前共有を徹底し、手戻り・追加負担が発生しにくい段取り（現地確認、施工計画、リスク抽出）を協力会社と共同で行います。
- c. 現場管理、安全衛生、機械整備、地質技術、測量・試験分析などの専門性が必要な業務について、協力会社・関係団体等との連携により、適切な人材の確保・配置が円滑に進むよう、必要スキルの明確化、教育機会の共有、資格取得の支援・情報提供に取り組みます。
- d. 燃料使用量の削減、アイドリング抑制、効率的な施工計画・搬入計画、資機材の適正管理等により、現場起因の環境負荷低減に取り組みます。また、廃棄物（掘削残土・汚泥等）の適正処理・法令遵守の徹底と、関係事業者との情報共有に努めます。
- e. 長時間労働の抑制、適切な休憩・暑熱対策（熱中症対策）・寒冷対策、メンタルヘルスを含む体調管理の周知を行い、協力会社とも安全衛生情報（ヒヤリハット等）を共有しながら、現場で働く人の健康保持・増進に取り組みます。
- f. 災害対応・緊急工事等に備え、連絡体制・資機材確保・代替手段を含む BCP（事業継続）の観点で、協力会社と相互に協力できる体制づくりを進めます。

#### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

2026 年 7 月 6 日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社ソイル・ONE 代表取締役 日沼 史年